

Q&A

Q1. 四年制大学の場合は4年間分、交付を受けられますか。

A1. はい。正規の修学期間で交付を受けられます。

Q2. 入学準備金は入学前に貸付けてもらえますか。

A2. 入学し、在学していることの確認をしてから送金となります。

Q3. 入学準備金（もしくは就職準備金）だけの申請は可能ですか。

A3. いいえ、入学準備金（もしくは就職準備金）のみの貸付はできません。

Q4. 借入申請時に受験対策費用を申し込まなかったのですが、追加申請はできますか。

A4. いいえ、追加の申し込みは受け付けておりません。

Q5 働きながら通信課程を受講します。そのような場合においても、就職準備金は申請できますか。

A5. 働きながら通信課程を受講している場合は、就職準備の必要がないため、原則、就職準備金の貸付を行うことはできません。ただし、返還免除要件に該当しない業務に従事している場合で、資格取得後に該当業務への転職が必要となる時に貸付を認める場合があります。

Q6. 中高年離職者ですが、借入申請の際に必要な書類はありますか。

A6. 入学時に45歳以上で離職後2年以内に本修学資金の借入を希望する場合は離職証明書など、離職したことがわかる公的な書類を申請書に添えて提出してください。返還免除までの従事期間が一般の借受者より短期間になります。ただし、離職して2年以上経過している方や、すでに就労している方は対象外となります。

Q7. 法定代理人と連帯保証人は別の人でなければいけませんか。

A7. 法定代理人は未成年（18歳未満）の契約行為に関して必要であり、連帯保証人は借り入れた修学資金について連帯して保証する人を指します。18歳未満の場合は、親権者または未成年後見人を法定代理人および連帯保証人としてください。

生活保護受給世帯及び生活費加算貸付希望者については、資力のある別生計の方を連帯保証人として立ててください。

Q8. 連帯保証人の続柄は誰でもよいのでしょうか。(夫・妻・子・友人・同僚など)

A8. 続柄は原則問いませんが、借受者と連帯して債務について責任を負うこととなりますので、予め十分に確認をしてください。

Q9. 連帯保証人の居住地や所得、年齢に制限はありますか。また、独立の生計についての証明書類(源泉徴収票、納税証明書等)が必要でしょうか。

A9. 連帯保証人の居住地は問いません(ただし日本国内に限ります)。必要に応じて源泉徴収票や納税証明書等の提出を県社協より求めることがあります。年齢については原則 20 歳以上 65 歳未満の方とさせていただきます。

Q10. 外国人留学生の場合、現在アルバイトをしている施設や派遣会社が、法人として連帯保証人となることはできますか。

A10. 外国人留学生等の場合、法人を連帯保証人とすることは可能です。ただし、外国人留学生等の受入れを行っており、就労支援をしている①または②の法人に限ります。

①バイト等で外国人留学生等と雇用契約を結んでいること

②雇用契約はないが就労支援をしていること(ただし、公益事業としての就労支援に限る)

Q11. 生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外の貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。

A11. 生活福祉資金に限らず、「他の国庫補助事業等を活用している者を貸付の対象とすることは適当ではない」とされていますので、併給する予定がある場合はご確認ください。

例)母子・父子寡婦福祉資金、職業訓練等

Q12. 日本学生支援機構の「奨学金」の奨学生や日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用者も申請出来ますか。

A12. 本制度は一定の条件の元で返還が免除となる修学資金ですが、返還になる可能性もあります。そのため、他の奨学金も借り受けた場合、合算した分の返還が可能かどうか、各ご家庭で十分検討する必要があります。日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真に止むを得ないと認められる場合は、貸し付けを決定する場合があります。

参考) ・独立行政法人日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

・日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

Q13 2020年4月に始まった高等教育の修学支援新制度(高等教育無償化)との併用はできますか。

A13. 差額が発生する場合のみ併用可能となります。すでに借入中に高等教育無償化の対象となり、重複して借入れた資金がある場合は、返還する必要があります。返還方法等については、別途対象の方にご案内いたします。

Q14. 学校を休学していますが、すぐに返還の手続きをしなくてははいけませんか。

A14. 養成校等に在学している限り、返還の猶予期間として取り扱います。ただし、貸付金の送金は停止します。

Q15. 生活が苦しくなり家計を支えるため、アルバイト等に時間をとられ、学業に専念できない状況となってしまいました。生活費加算を追加で貸付申請することはできますか。

A15. 基本的には、生活費加算の貸付申請は、修学資金の貸付申請時に行うこととなっていますが、家庭の経済状況が著しく困窮し、生活保護受給世帯に準ずる状況であることが認められる場合は、生活費加算を追加で貸付する場合があります。

Q16. 養成施設卒業年度に国家資格に合格・登録をしましたが、就職先が決まりません。どのような手続きが必要となりますか？

A16. 卒業後、1年間に限り「就職活動」による返還猶予申請が可能となりますので、「修学資金返還猶予申請書(様式10)」を提出してください。また、1年を待たず、就職先が決まり、従事を開始した場合は、その時点から「介護職等従事」による返還猶予の申請が必要となりますので、その場合は、「修学資金返還猶予申請書(様式10)」と「業務従事届(様式11)」を提出してください。

ただし、「就職活動」による返還猶予期間を過ぎても、対象業務に従事していない場合は、全額返還となりますので、「修学資金返還明細書(様式16-1)または(様式16-2)」を提出してください。

Q17. 卒業後、就職活動による1年間の返還猶予期間が承認されました。その後、猶予期間中に対象業務に従事した場合は、どのような手続きが必要になりますか。

A17. 就職できた時点で、対象施設で従事することの返還猶予申請を行ってください。その際、「修学資金返還猶予申請書(様式10)」「業務従事届(様式11)」を一緒に県社協に提出してください。

Q18. 養成施設を卒業後、続けて福祉の勉強をしたいと思い、大学院に進学したいと考えていますが、返還対象になりますか。

A18. 原則として返還猶予を認める進学先は社会福祉士又は介護福祉士養成施設です。但し、福祉系大学・大学院への進学の場合、卒業後に所定の施設等（P20～P30）で介護・福祉の専門職として従事する意思を明確に示しているなどの理由により、返還猶予を認める場合もあります。なお、他の専門分野への進学は返還対象になります。

Q19. 介護福祉士養成校を卒業後、社会福祉士資格取得を目指し、大学に編入しました。どのような手続きが必要になりますか。

A19. 大学に編入した時点で進学を理由とした「修学資金返還猶予申請書（様式 10）」と「在学証明」を提出してください。なお、社会福祉士の資格を取得したとしても、介護福祉士の資格登録をしなかった場合は、貸付金を返還していただくことになります。

Q20. 社会福祉士養成施設を 10 月に卒業し、同年度の 1 月に国家試験を受験しましたが、不合格でした。「卒業後 2 年以内に合格及び登録しなければ返還」ということは、翌年度の試験に合格しないと返還しなければならないのでしょうか。

A20. いいえ。養成校等を卒業した年度以降 2 年以内と捉えます。卒業年度の試験に不合格であれば、その翌々年度の試験までに合格のうえ登録し、所定の業務に従事をすれば、返還対象とはなりません。

Q21 卒業年度に介護福祉士国家試験に不合格（あるいは未受験）で、なおかつ就職先が決まらず、4 月 1 日から介護職等として従事できない場合は返還となりますか。

A21. 卒業年度の翌々年度までに介護福祉士試験に合格し、資格登録後、免除要件となる業務に 5 年間継続して従事すれば免除申請が可能です。

卒業後は、1 年間の「国家試験受験のため」による返還猶予申請が必要となりますので、「修学資金返還猶予申請書（様式 10）」を提出してください。

ただし、卒業年度の翌々年度までに試験に合格せず、資格登録ができない場合は、全額返還となりますので「修学資金返還明細書（様式 16-1）または（様式 16-2）」を提出してください。

Q22. 返還免除の対象となる業務内容には、社会福祉士の資格取得者が介護職として業務に就いた場合も含まれますか。

A22. 国家試験合格により国家資格登録をしている場合は、社会福祉士取得者が介護職に就いた場合も返還免除の対象となります。

また相談援助職から介護職へ、あるいはその逆に変更された場合も返還免除の対象となります。ただし、経過措置による介護福祉士登録をしている場合は、介護等の業務のみが、返還免除の対象業務となります。

Q23. 返還免除の対象業務に正職員や常勤以外では認められないでしょうか。

A23. 本修学資金は介護・福祉の専門職としての従事を期待していることから原則として常勤職としての従事を返還免除期間に算入することとしています。パートや非常勤で従事する場合、一定の要件を満たせば返還免除要件の従事期間に算入することができます。

Q24. 法人内異動にて県外で介護の仕事をする事になりましたが、この場合、業務従事期間に算入されないのでしょうか。

A24. 本人の意思によらない人事異動の場合は業務従事期間に算定されます。ただし、免除要件となる職種のみが対象です（例：事務職への配置転換は免除対象業務外）。

Q25. 対象業務従事による5年間の返還猶予期間中、自己都合により、退職しました。再度、対象業務に就こうと就職活動中ですが、この場合は返還となるのでしょうか。

A25. 退職後、2ヶ月以内に対象業務に従事すれば、転職後の従事期間も返還免除要件の従事期間に算入されます。ただし、転職に2ヶ月以上要すると、原則、返還となります。

Q26. 福祉施設等に従事すべき5年間の途中、業務上でケガをして休業することとなりました。この場合、どのような手続きをすればよいでしょうか。

A26. 業務上の災害、負傷などで当該業務に従事できなかった場合は返還免除期間に算入できる場合があります。診断書（様式 17）、労災申請書の写しなどをご用意ください。ただ前述以外の理由で当該業務に従事できなかった期間は、免除要件となる業務従事期間には算入できません。

Q27. 出産を機に退職をしましたが、再度、対象業務に就きたいと考えています。仮に再就労できた場合には、どのような取扱いになりますか。

A27. 出産・育児による返還猶予承認期間は原則として1年間とします。まず仕事を辞めたときに、「業務従事期間証明書（様式 13）」と「修学資金返還猶予申請書（様式 10）」及び「母子手帳」にて出産予定日がわかるページの写しを提出してください。また、猶予期間内に再就労した場合は、「修学資金返還猶予申請書（様式 10）」、「業務従事届（様式 11）」を提出してください。

なお、1年を経過して再就労しない場合は原則として返還となりますので「修学資金返還明細書（様式 16-1）または（16-2）」を提出してください。

Q28. 体調を崩し、しばらくの間仕事を休まなければならない状況になりました。借りた修学資金を返還しなくてはなりませんか。

A28. 一定期間の病気の治癒後に、復職の意思・目途があれば診断書及びそこに明記された期間分猶予を申請することが可能です。この申請が承認されれば療養期間は猶予期間として扱い、復職後は返還免除期間として算入可能になります。ただし、猶予期間は最大で1年間です。